

第七章 月島に於ける離婚

第一節 一般状況

大正六年中月島全島に於ける離婚總數は一八件であつて、前年と比すれば一件の増加であるが、大正二、三年に比すれば減少を示してゐる。同年末の現住人口千に付き〇・五五に當り、四年間平均に比し〇・一四の減少を示してゐる。之を京橋全區及び東京市一般に比するに、遙かに低い。又婚姻數に對する離婚數の割合を見るに、婚姻千に付離婚九八・四であつて、四年間平均に比し二五・七の減少を示しゐる。之を京橋全區及び東京市一般に比するに、著しい低位にあることを見るのである。總體に月島にては離婚少く、且つ最近減少の傾を認むることが出来る。其處には大正二、三年と大正五、六年とに於ける同地の經濟的關係の相異が多大の原因として働けるものあるを感じ得られまいか。

(A第五五表参照)

之を島別に見れば、佃島最も高くして、月島最も低い。(A第五六表参照)

第二節 離婚種別

四年間に於ける離婚を種類別と爲し、總數に對する割合を見るに、妻が夫の家を去る離婚は九〇・五九%、夫が妻の家を去る離婚は八・二四%、双方婚家に留る離婚は一・一八%であつて、第二者、第

三者の割合は漸く減退の傾向がある。而して大正六年に至つては妻が夫の家を去るものゝみとなつてゐる。(A第五七表参照)

第三節 離婚と月

四年間に於ける離婚を月別として見るに、三月最も多く、二六・四七%を占め、之に次ぐは六、十、十二の三月であつて、何れも一〇・五九%を占めてゐる。最も少き月は一月であつて、二・三五%、八月の三・五三%は之に次いでゐる。之を大正六年に於ける状態と比較するに、三月と六月とに於いて高位を占めてゐる點は同一であつて、八月が最低位を占むる點も共通である。之を大正六年に於ける東京市一般と比較する時は、東京市一般にては十二月が最高位を占め、四月が次位にあるのであつて、其の順序を逆にしてゐる。而して六月、十月は東京市一般にては比較的低位を占めてゐる。

(A第五八表参照)

第四節 離婚と年齢

夫妻、夫々の年齢によつて四年間の離婚を分ち、各年齢に於ける其の割合を検するに、夫にあつては、三十歳乃至三十五歳最も多く二七・〇六%を占めてゐる。之に次ぐは三十五歳乃至四十歳であつて二〇・〇〇%を占め、第三位は二十五歳乃至三十歳の二八・八二%である。之を大正六年に於ける東京市一般の状態と比較するに、兩者その順位は同じきものがあるけれども、東京市一般と比して月島一

般は二十五歳未満にては二・八%低く、二十五歳乃至三十歳にては〇・八五%、三十歳乃至三十五歳にては一・二九%、三十五歳乃至四十歳にては〇・七四%高いのである。之れ月島が東京市一般に比して、高年の男の離婚多きことを示すのであるけれども、蓋しそは此地の結婚が晩婚なるを語る一證であると思はる。(A第五九表A第六〇表の二及二参照)

妻にあつては、三十歳乃至三十五歳最も高くして二二・三五%である、之に次ぐは二十歳乃至二十五歳の二〇・〇%、二十五歳乃至三十歳の一七・六五%である。之を東京市一般の大正六年の状態と比するに、其の順位を全く逆にして、東京市一般にては、二十五歳乃至三十歳最高であつて、二十歳乃至三十五歳之に次ぎ、三十歳乃至三十五歳は第三位にあるのである。この事も亦、月島には東京市一般と比して高年の女の離婚多きを示すものであつて、これ又此地の婦人の結婚の晩きことを語るものとなすことが出来るのである。(A第五九表A第六〇表の二、二参照)

第五節 離婚と夫婦関係繼續期間

四年間の離婚者の夫婦関係繼續期間を見るに、滿五年以下の者、總數の四四・七一%を占めて年々漸増の傾を示してゐる。而して大正六年に於ては五〇・〇%を占むるに至つた。併しながら之を同年に於ける東京市一般の有様と比すれば、なほ低きこと〇・八八%である。(A第六一表参照)

第八章 月島に於ける工場と其の勞働者

月島に於ける勞働事情に關しては、特に山名囑託の調査されし所であつて、其の結果は別項の報告に明らかである。故に茲には月島の工場の大體及び該工場に勤務せる勞働者について、簡單なる統計的考察を試み、以て山名囑託の報告の補ひたらんと欲するのである。

第一節 月島に於ける工場

先づ月島に於ける工場數の最近に於ける發達を見んが爲めに、警視廳統計書に依るに、

A第四九號 月島に於ける工場數統計表

年次	實數	比	
		增加率(前年の百に對する)	例
大正二年	一〇九	—	東京市に於ける 中
同三年	一一四	四・五九	東京市に於ける 中
同四年	一三九	三三・二六	東京市に於ける 中
同五年	一四四	一一・六三	東京市に於ける 中
同六年	一四八	二・七六	東京市に於ける 中
			京橋區に於ける 中
			東京市に於ける 中
			中

即ち大正四年度に於て著しい増加を示してゐるのであるが、同年に於ては、月島のみならず、京橋

區全體も工場数の増加を來して、單に月島のみ著しき増加を語るべからざるものがある。然るに大正五年、六年となるに及んで、月島のみ獨り工場数の増加を見たことは、歐洲大戰が特に月島に於ける工業に有利の影響を與へたる結果ではあるまいか。然しながらこれを更らに工場の規模を顧慮して考察し來る時は、月島に於ける工場の發達を一層よく知ることが出来るのである。

A 第五〇號 動力によつて分類せる月島諸工場表 (實數)

年次	汽罐汽機 使用工場	瓦斯機關 裝置工場	電氣機關 裝置工場	石油機關 裝置工場	工無動力	計
大正二年	一八	一九	四九	六	一七	一〇九
同三年	一七	一六	五九	六	一六	一〇九
同四年	一七	一四	七二	六	二一	一〇九
同五年	一九	八	九三	三	三三	一四四
同六年	一三	七	一七	〇	二	一四八

A 第五一號

汽罐汽機使用工場比例

年次	增加率 (前年の 百に對し)	中 京橋全區の 斯種工場百	中 東京全市の 斯種工場百
大正二年	減 五・六	三九・二	四・五
同三年	減 五・六	三四・七	四・〇
同四年	減 二・八	三三・二	三・九
同五年	減 二・八	三四・五	三・九
同六年	減 三・六	二五・五	二・七

A 第五二號

瓦斯機關裝置工場比例

年次	增加率 (前年の 百に對し)	中 京橋全區の 斯種工場百	中 東京全市の 斯種工場百
大正二年	減 一・五八	二四・四	三・〇
同三年	減 一・五八	二四・二	二・七
同四年	減 一・二五	二三・六	二・五
同五年	減 四・三九	一五・七	二・〇
同六年	減 一・三五	四六・七	三・八

A 第五三號

電氣機關裝置工場比例

年次	増加率(前年の百に對し)	京橋全區の斯種工場百中	東京全市の斯種工場百中
大正二年	1	127	14
同三年	20.4	140	16
同四年	20.3	151	17
同五年	29.6	169	18
同六年	27.3	164	23

A 第五四號

無動力工場比例

年次	増加率(前年の百に對し)	京橋全區の斯種工場百中	東京全市の斯種工場百中
大正二年	1	447	13
同三年	5.9	348	10
同四年	32.3	244	13
同五年	4.8	468	15
同六年	50.0	145	5

右表によれば、石油機關及び瓦斯機關装置工場は、月島のみならず東京市一般及び京橋區共に、其

の數を減じ行くものであることを知り得るのである。

無動力工場が月島には豫想以上に僅少にして、大正六年に於ては東京全市の無動力工場の僅に〇・五%を占むるのみである。尤も京橋區は一體に無動力工場の少き所であるが、月島に於ける工業がその性質上、無動力たるを許さざる種類のものなるによるか、もしくは初め無動力なりしもの漸く發達して動力を使用するに至りしによるか、最も大なる原因であると思はる。

次に汽罐汽機を使用せる工場の數は、却つて減少の傾がある。而して東京市一般及び京橋全區に於ける斯種工場中にて占むる割合年々低下の傾向がある。これ大企業の集中を語るものではあるまいか。

之に反して歳々著しき割合を以て増加し行くものは、實に電氣機關装置工場であつて、其の増加の割合は京橋全區、東京市一般に於ける斯種工場の増加率を遙かに超過してゐるのである。

以上によつて見れば、月島の工場は其の大經營式のものにあつては、已に集中の傾を示して、數の増加は之を見ることを得ざるも、電氣機關による小中經營の數が著しく増加し來り、他種動力に改れるもの及び無動力工場は、大正二年末現在に比して、大正六年末現在に於ては何れも減少を示しゐるに拘らず、此の電氣機關装置工場のみが目覺ましき増加をなし、四年間にして實に 一三八・八%の増加を示してゐるのである。

今大正六年末現在に於ける各種工場一四八に就き、之を工業種類に分類する時は、

A 第五五號 月島所在諸工場種別表 (大正六年十二月末日現在)

工場種別	實 數	比 例 (全工場百中各種工場の占むる割合)		
		月 島	京 橋 區	東 京 市
織維工場	四	二七	一九	六七
機械工場	一〇三	六八九	三〇三	三一三
化學工場	五	三四	一七	九三
飲食物工場	七	四七	二七三	二二四
雜 工 場	三〇	二〇三	三九〇	三〇四
特殊工場	一	一	一	〇・一
計	一九	一	一	一

即ち月島の工場が約七割までも機械工場なることを知り得るのであつて、機械工場の全工場中占むる割合に於て、京橋全區に比し高さこと三八・六%、東京市一般に比するも高さこと三七・七%である。

然るに今此の機械工場一〇二を、その動力によつて分類すれば

A 第五六號 月島所在機械工場動力別表 (大正六年十二月末日現在)

動力種別	實 數	比 例 (全機械工場百中各種動力別工場の占むる割合)		
		月 島	京 橋 區	東 京 市
汽罐汽機工場	七	六九	五六	一八
瓦斯機關工場	六	五九	四五	三四
電氣機關工場	八三	八四	八三六	七〇九
石油機關工場	一	一	一	〇・三
無動力工場	六	五九	六三	三三六
計	一〇三	一	一	一

月島に於ける機械工場を東京市一般及び京橋全區の同工場と比する時は、先づ汽罐汽機工場の占むる割合の高きことを知り得るのである。次に無動力工場の割合の低きことも著しい點である。而して瓦斯機關装置の工場尚ほ依然として残り居れども、電氣機關装置工場に至つては其の割合は甚だ高く、實に八一・四%にまで達してゐるのである。

第二節 月島所在工場勤務の労働者

月島所在の諸工場に勤務せる労働者(月島居住労働者と混同すべからず)の數は警視廳統計によれば左の如くである。

A 第五七號 月島所在工場に於ける労働者表 (各年六月末日現在)

年次	實數		計	比		例
	男	女		増加率%	女の占むる割合	
明治四四年	三,三九六	二,一〇〇	二,六〇八			八・二
大正元年	三,〇九九	三,三三三	三,三三三			六・七
同 二年	二,七八七	二,八四四	三,〇七二	減 七・五		九・三
同 三年	二,八三三	二,四四一	三,〇七二	〇・三		七・九
同 四年	二,七六四	一九三	二,九五七	減 三・九		六・五
同 五年	四,四七四	九三三	五,三九六	八三・五		一七・二

即ち月島に於ける工場に就いては前節に見たる所によれば、其の數は大正四年に於て著しく増加を示してゐるけれども、労働者の數は却つて減少を示してゐる。然るに翌大正五年に至つては、實に躍進的增加を爲しゐることを見るのである。この事は已に前節にも述べたるが如く、大正四年に於ては月島のみならず、東京市一般、京橋全區共に工場數の増加を爲したるに、大正五、六年となりては、月島が特に當時の工業界の好況に影響されたことを語るものであつて、大正四年に於ては假令工場數は増加したりといへ、其の内容はなほ小規模のもの少なからざりしもの、大正五年に至つて、一躍して其の内容の方面に著しい膨脹を爲したものであることが解るのである。

婦人労働者の割合は甚だ低くいのであるが、これは此地の工業が大部分機械工業であるといふことの爲めに寧ろ當然の事であると云はねばならぬ。然しながら大正五年度に至つて急激にこの割合を増加したことは、これ機械工場以外の雜工場に於ける事業の膨脹によるものも勿論あるのであらうが、又機械工場内部に於ける分業の發達が婦人に労働の機會を與ふるに至つた爲めによるものもあつたと思はれる。

次に労働者の年齢を見るに、

A 第五八號 月島所在工場に於ける労働者年齢別表 (實數)

年次	年齢別					計
	一二年未満	一三―一六	一六―二〇	二〇―五〇	五〇以上	
明治四四年	四	九	四九	一九三九	一五七	二,六〇八
大正元年	六	一〇三	三八七	二,六七九	一四六	三,三三一
同 二年	一四	一一五	三九三	二,三七五	一七四	三,〇七一
同 三年	一〇	九七	三八九	二,四〇九	一七三	三,〇七七
同 四年	五	一〇一	四三三	二,三三七	一八三	二,九五七
同 五年	八	二五三	七六六	四,〇九七	二五三	五,三九六

A 第五九號

同

上(比例) 各年齢の占むる割合

年次	年齢別	
	一二年未満	一六—二〇
明治四四年	〇・三	三・八
大正元年	〇・三	三・一
同 二年	〇・五	三・七
同 三年	〇・三	三・三
同 四年	〇・三	三・四
同 五年	〇・二	四・七
		一六—二〇
明治四四年	一・六	一・二
大正元年	一・七	一・一
同 二年	二・三	二・八
同 三年	二・三	二・六
同 四年	二・四	二・六
同 五年	二・四	二・六
		二〇—五〇
明治四四年	七・四	七・〇
大正元年	八・〇	七・七
同 二年	七・七	七・三
同 三年	七・三	七・三
同 四年	七・七	七・五
同 五年	七・五	七・九
		五〇以上
明治四四年	六・〇	六・〇
大正元年	四・四	四・〇
同 二年	五・七	五・七
同 三年	五・六	五・六
同 四年	六・三	六・三
同 五年	四・七	四・七

右に依れば、年に依つてその年齢の配分に殆んど差なきを見得るのである。而して二十歳乃至五十歳の階級實に七割四分より八割の間を上下して、幼少年工及び若年工に至つては甚だ少く、たゞ外に青年工(十六歳乃至二十歳)が一割五分を上下しゐるを見るのである。

尙ほ婦人労働者について、その年齢別を検するに、

A 第六〇號

月島所在工場に於ける婦人労働者年齢別表 (實數)

年次	年齢別	
	一二年未満	一六—二〇
明治四四年	一	五
大正元年	一	四
同 二年	八	一七
同 三年	八	一七
同 四年	一	一三
同 五年	五	一四
		一六—二〇
明治四四年	三	三
大正元年	二	四
同 二年	三	五
同 三年	三	五
同 四年	二	四
同 五年	九	五
		二〇—五〇
明治四四年	三	三
大正元年	三	四
同 二年	三	五
同 三年	三	五
同 四年	二	四
同 五年	九	五
		五〇以上
明治四四年	三	三
大正元年	三	四
同 二年	三	五
同 三年	三	五
同 四年	二	四
同 五年	九	五
		計
明治四四年	二〇	二〇
大正元年	三三	三三
同 二年	二八	二八
同 三年	二四	二四
同 四年	一九	一九
同 五年	九	九

A 第六一號

同

上(比例一) 各年齢の占むる割合

年次	年齢別	
	一二年未満	一六—二〇
明治四四年	一	五
大正元年	一	四
同 二年	八	一七
同 三年	八	一七
同 四年	一	一三
同 五年	五	一四
		一六—二〇
明治四四年	三	三
大正元年	三	四
同 二年	三	五
同 三年	三	五
同 四年	二	四
同 五年	九	五
		二〇—五〇
明治四四年	三	三
大正元年	三	四
同 二年	三	五
同 三年	三	五
同 四年	二	四
同 五年	九	五
		五〇以上
明治四四年	一四	一四
大正元年	一四	一四
同 二年	一八	一八
同 三年	二五	二五

大正 四年	〇・五	一三〇	一七一	一四〇	六五・三	四・二
同 五年	〇・五	一〇六	二一六	六四・四	二・八	

右表に依れば、年によつて年齢の配分は大差なきを認め得るのである。而して最も多くの割合を占むるものは、二十歳乃至五十歳であつて、六割より七割の間を上下してゐる。

然しながらこれを前の労働者總體の年齢別表と對照する時は、婦人労働者に於ては、年齢の低きもの、方に割合が高くなりゐることを見るのである。

今、更らに全労働者に對し各年齢階級中婦人労働者の占むる割合を見る時は、誠に面白き現象に接するのである。即ち

A 第六二號

月島所在工場に於ける婦人労働者年齢別表

(比例二) 全労働者に對し各年齢階級中婦人労働者の占むる割合

年 次	年 齡 別	一 二 歳 未 滿	一 一 — 一 六	一 六 — 二 〇	二 〇 — 五 〇	五 〇 以 上
明治四四年	—	—	二二・三	一三・三	六・九	一・九
大正元年	一六七	一〇七	一二・二	六・二	七・五	二・二
同二年	五七・二	三三・三	一四・八	七・五	二・九	

同 三年	八〇・〇	三四・〇	一二・九	六・二	三五
同 四年	二〇・〇	二四・八	七・八	五・六	四・四
同 五年	六三・五	三八・七	三五・三	一四・五	一〇・三

婦人労働者の占むる割合は、年齢の進むと共に遞減するものであることが解るのである。而して最近に於ては、何れの年齢階級に於ても、婦人労働者の分前の著しく増大せるを發見し得るであらう。

第九章 月島在住の労働者

前章に於ては、月島所在工場並びに該工場に労働する労働者に關する考察を試みたのであるが、本章に於ては、假令月島以外の會社工場等に通勤するにせよ、兎に角月島に居住しゐる労働者に就いて二三の觀察を爲さんと欲するのである。

第一節 所帶數及び人員

月島にては労働者の家族幾何あり、而してこの人員如何てふことは、戸口調査によつて其の結果を期待し得るのであるけれども、此れには甚だ大仕掛の調査を要し、本保健衛生調査の域外にあるものとして、遂に之を行ひ得ざりしことは、甚だ遺憾のことである。故に、此處には、他の數字を根據として、その上に推定を下すより外に方法が残されてゐないのである。

扱て此の推定の根據としては、已に第二章第四節に於て述べたる材料を採らねばならぬのである。即ち、一は人口動態統計中、出産に表はれたる職業關係、二は同統計中、死亡に現はれたる職業關係であつて、三は月島第一第二の兩尋常小學校の四五六年度の三つの年級の兒童一千百名に就き調査したる結果である。然るに前二者は人員類推の根據となり得るものであつて、第三のものは家族數推定の基礎となり得るものである。故に先づ前二者によつて、労働者人員の推算を試みたいと思ふ。

大正二年乃至六年の五年間に於ける人口動態統計中、出産の部より労働者に屬するものを抽出したるに、已に述べたるが如く、全體の四七・二%を占むるを知つたのである。又、死亡に於ては五三・四%を示してゐる。然るに労働者階級に於ては未婚者が他の階級に比して其の割合多かるべく、從つて出産の割合は労働者階級の全部に對しては低きものあるべきを考へ得らるゝのである。一方、死亡は労働者階級に於ては、その率高かるべきを考へ得るが故に五三・四%は直ちに以て労働者階級の人員の割合には當り得ざるものある様であるが、其處には一二・三%といふ「無業不詳」なる一部がある。これは實は労働者階級と認め得べきものなるが故に、彼此相計量して、全住民の六割を以て労働者階級と推定し得べしと信ずるものである(第二章四節參照)。然らば大正六年十二月末日現在の全島人口(東京市統計年表によれば三三、〇一六、警視廳統計書によれば二三、八一四、今この中央を取つて)二八、四一五人の中約六割即ち約一萬七千人以上が労働者及び其家族であると云ひ得ると思ふ。然るに小學校兒童中月島在住兒童を調査して得たる結果によれば、労働者家族に屬するもの、實に全體の五六・四%であつた(第二章第四節參照)。今大正六年十二月末日現在の全島現住戸數(東京市統計年表によれば九、三六二、警視廳統計書によれば五、六五二、今この中正を取つて)七、五〇七につき、労働者家族を推算するに、約四千二百世帯を算し得るのである。今、之れに家族平均四・一五人(一四五頁參照)を當つる時は、人員一七、四三〇人を算するのであつて、恰かも出産及び死

亡の統計より類推したる結果と相合するものがある。
 故に、大正六年末に於て月島には、約四千二百の労働者所帯と、約一萬七千人の労働者階級の人の現住しゐたることを推定せんと欲するのである。

第二節 労働者の家族形態

労働者家族の状態を知らんが爲めに、家計調査に應じて家計簿の記入を爲したる四十の家族に就いて、之を観察せんと欲するのである。實に四十はその數餘りに小であるけれども、全豹の一斑として大體の趨向を窺ふの便となり得るであらう。

A 第六三號

人員に依る労働者所帯種別表(大正八年六月末日現在)

所帯種別	人員に依る所帯種別	所帯數	百分比
二人のもの	の二人	七	一七・五
三人のもの	の三人	八	二〇・〇
四人のもの	の四人	二二	二七・五
五人のもの	の五人	五	一二・五
六人のもの	の六人	五	一二・五
七人のもの	の七人	三	七・五
八人のもの	の八人	一	二・五
計	計	四〇	一〇〇・〇

四人所帯のもの最も多く、二七・五%を占む、之に次げるは三人所帯である。

A 第六四號

人員に依る労働者所帯員表(大正八年六月末日現在)

所帯員	人員に依る所帯種別		計
	男	女	
二人のもの	七	七	一四
三人のもの	三	三	六
四人のもの	二五	一九	四四
五人のもの	一五	一〇	二五
六人のもの	六	三	九
七人のもの	七	四	一一
八人のもの	六	三	九
計	九〇	七六	一六六

一	平均人員	女	平均人員
所帯	四・一五	の占む	割合
計	四・一五	四・五七六	

この一所帯平均人員四・一五人及び女の占むる割合四五・七八%を、大正六年末日現在の警視廳統計の數(一戸宛人口四・二一人、女の占むる割合四五・三九%)と比較する時は、其の間甚だよく似たるものがある。仍て以上の四十家族は、比較的によく月島に於ける家族形式を代表せるものと見て差支なしと信ずるのである。

A 第六五號

所帯種別による労働者所帯表(大正八年六月末日現在)

所帯種別	所帯數	百分比
夫妻	七	一七・五
夫一妻	二	五・〇
夫三人	一〇	二五・〇
夫妻	二	五・〇
夫妻	二	五・〇
夫妻	二	五・〇
夫妻	二	五・〇
夫妻	二	五・〇
夫妻	二	五・〇
計	四〇	一〇〇・〇

即ち最大部分親屬所帯であつて、しかも七二・五%は夫婦所帯である。
次に世帯主との續柄を考ふるに、

A 第六六號 所帯主との續柄に依る労働者所帯員表 (大正八年六月末日現在)

實數	百分比	所帯主との續柄	所帯主	所帯妻	所帯子女	所帯主の尊屬親	所帯主の卑屬親	他人	計
400	24.2	所帯主	400	24.2	69	6	9	2	166
400	24.2	所帯妻	400	24.2	69	6	9	2	166
400	24.2	所帯子女	400	24.2	69	6	9	2	166
400	24.2	所帯主の尊屬親	400	24.2	69	6	9	2	166
400	24.2	所帯主の卑屬親	400	24.2	69	6	9	2	166
400	24.2	他人	400	24.2	69	6	9	2	166
1000		計	1000		166	12	18	4	166

所帯主、その妻及び兒女大部分を占めて、其他は全體にて一割を占むるに過ぎない。而して兒女の數は一所帯に付き一・七三人である。

配偶關係を見るに、

第六七號 配偶關係による労働者所帯員表 (大正八年六月末日現在)

女	男	配偶關係	有配偶者	未婚者	鰥	寡	計
400	400	有配偶者	400	400	4	2	9
400	400	未婚者	400	400	4	2	9
400	400	鰥	400	400	4	2	9
400	400	寡	400	400	4	2	9
76	90	計	76	90	4	2	9

計	百分比
80	48.3
80	48.3
6	3.6
166	100.0

其の年齢別を見るに、先づ所帯主夫妻は、

A 第六八號 労働者所帯主夫妻年齢別表 (大正八年六月末日現在)

年齢別	實數	百分比
一五—二〇	1	0.5
二〇—二五	2	1.0
二五—三〇	10	5.0
三〇—四〇	25	12.5
四〇—五〇	3	1.5
計	40	20.0

即ち所帯主には三十歳乃至四十歳のもの過半數を占め、所帯主の妻は二十五歳乃至三十歳のもの四割以上を占めてゐる。

所帯主の兒女は、

A 第六九號 労働者所帯に於ける兒女年齢表 (大正八年六月末日現在)

年齢別	實數	百分比	五歲未滿計	
			五歲未滿	計
〇—一	三	二九	—	—
一—二	八	二六	—	—
二—三	四	五八	—	—
三—四	九	一三〇	—	—
四—五	五	七三	—	—
五歲未滿計	二八	四〇・六	—	—
五—一〇	三三	四六・四	—	—
一〇—一五	七	一〇・一	—	—
一五—二〇	二	二九	—	—
計	六九	一〇〇・〇	—	—

即ち五歲未滿四割強、五歲乃至十歲は四割六分強を占めてゐる。

第三節 労働者の種別

月島に居住する労働者の職業種別を知らんと欲して、月島第一第二小學校、四五年級在學兒童中、月島在住の兒童一千百名に就き其の保護者の職業を調査し、其の間より労働者の家族を抽出し左の表を得たのである。

A 第七〇號

月島第一第二小學校在學兒童中月島在住労働者

兒女より見たる保護者職業別表一 (大正八年七月中調査)

職業種別	實數		計	百分比
	月島一號	月島二號		
農業	—	—	—	〇・三
漁業	—	—	—	—
鑛山業	—	—	—	〇・三
工業	三三	九四	一二七	二六・五
商業	—	—	—	—
交通業	—	—	—	—
公務	—	—	—	—
自由業	—	—	—	—
其他の有業者	—	—	—	—
無業	—	—	—	—
不詳	—	—	—	—
計	三三	一二七	一六〇	一〇〇・〇

種別	實數		計	百分比
	月島二號	月島三號		
熟練労働者	—	—	—	—
不熟練労働者	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

右表に依れば、月島全島の労働者は、其の約八割は工業労働者であつて、約一割は交通業労働者なることを知り得るのである。

次に此等労働者を他の方面より觀察せんに

A 第七一號

月島第一第二小學校在學兒童中月島在住労働者

兒女より見たる保護者職業別表二 (大正八年七月中調査)

労働者種別	實數		計	百分比
	工場労働者	家内工業労働者		
熟練労働者	二九五	七六	三七一	四七・六
不熟練労働者	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

即ち之に依れば、熟練労働者の數甚だ多く、約四割を占むる有様である。而して熟練労働者の間に於ても工場労働者最も多く全労働者の約半數に垂んとして居る。手工業熟練労働者即ち職人の割合が他

の地域に比しては遙かに低きことも此地の状況を語るものである。自由労働者の割合も亦、餘り高くはないのである。

第四節 労働者の妻と職業

労働者階級の妻が夫の主業の外に職業に従事し居るものありや否やを知らんが爲め、同じく小學校の四、五、六年男女生徒の中月島に在住し且つ両親を有するものについてこの状態を検したるに、左の如き結果を得たのである。

第七二號 月島第一第二小學校在學兒童中月島在住兒童の母の

職業表 (大正八年七月中調査)

例 比	實 數		夫の職業上の地位		大企業主	小企業主	自由業主	役員	労働者	無業	計
	職業なきもの 計	職業有るもの 計	職業なきもの 計	職業有るもの 計							
職業なきもの 有るもの 妻のみ	100.0		8	8							
			294	263							800
	89.5		33	22							
	10.5		13	11							
	84.6		103	76							
	15.4		26	26							
	74.5		54	43							
	25.5		5	9							
	79.3		25	11							
	20.7		5	9							
	44.0		98	81							180
	56.0		5	5							10
	20.0		98	86							184

労働者家族にして夫妻雙へるもの五四四中、妻の職業なきもの四三一、あるもの一一三であつて、職業を有するもの二割強を占めてゐる。

而して夫等の職業を有する妻の職業種類を見るに、

- 家に於てなす職業 六四・七%
- 外に出で、なす職業 三五・三%

であつて、後者の中にて工場に通勤するものは其の中の五二・一%を占め、全有職業妻女の 一八・四%を占めてゐるのである。

第十章 労働者の家計状態

労働者の家計状態を知らんと欲して、家計調査を行つたのである。この法式は凡べて高野博士が曾て實行して其の効果を挙げられたる家計調査の方法様式に基き（金井教授在職二十五年記念最近社会政策四九九—五二九頁所載『東京に於ける二十職工家計調査』参照）家計簿式によつて、家計簿記入者を求めたのである。其の爲めに月島警察署、月島第一、第二尋常小學校々長始め職員及び工場に於ける労働者諸君の盡力により、高野博士始め囑託等の奔走によつて、家計簿記入の有志者九十餘名を求め得たのである。而して記入期間は半箇年間、出來得べくんば一箇年間に希望したのであつて、大正七年十一月よりこの記入を乞ふたのである。然しながら該家計簿の記入は、その記入方法に甚しき煩はしさをなすとすも、之れを一月、二月數月否な一箇年の長きに涉つて行はんとし、然も況んや人手薄くして且つ労働に従事する家族に之を期待するは到底至難の業たるを免れ得ない。斯くて九十有餘の記入應募者中、完全に記入を終つたものは四十であつて、しかも其の内一箇年間繼續記入を爲したる特志家は僅かに二家族に過ぎず、六月以上を記入したるものは總計十三家族となつたのである。然しながら此の一年間を繼續記入したる二家族及び六箇月以上を記入したる其他の十一家族は實に特志なる家族であつて、特に推賞に値するものありと思惟するのである。

所帯 番号	大正七年		大 正 八 年												大正九年	記入月数	
	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月		
1																	12
2																	12
3																	10
4																	11
5																	9
6																	7
7																	6
8																	6
9																	5
10																	6
11																	5
12																	6
13																	4
14																	4
15																	5
16																	5
17																	4
18																	5
19																	5
20																	2
21																	4
22																	3
23																	3
24																	3
25																	2
26																	2
27																	2
28																	2
29																	1
30																	1
31																	1
32																	1
33																	1
34																	1
35																	1
36																	4
37																	7
38																	6
39																	6
40																	3
記入所帯数	3	9	28	29	25	23	20	13	11	7	5	4	4				

家計簿記入四十所帯記入期間圖表

尤も記入を爲したる家族は上述の四十家計の外になほ十數を算したのであるが、其の記入に脱漏多き等不完全なる所あり遺憾ながら之を除いて右の四十家計を得、之について編整を試むることゝなつたのである。而して其の四十世帯の記入期間は、之を圖表として示した如くである。

家計調査については、同時に東京全市に渉る小學校の教員の家計をも併せて調査を行ひ、この方面には比較的多數の長期間記入者を得たのである。仍てその材料を整理して、本労働者家計調査と共に、本調査の第二部報告として、精細なる結果の報告を爲さんと欲し、已にその編整に着手し今やその進行中にあるのである。故に本労働者家計調査の詳細については、その第二部報告に之を譲つて、今回の第一部報告に於ては、極めて大體の結果を報告するに止めんと欲するのである。願くはこれを諒とせられ、其の詳細の結果は之を第二部報告に俟たれんことを希望する次第である。

第一節 労働者の所帯状態

本調査に應じて記入を完成したる四十家計の所帯状態は、已に前章第二節の「労働者の家族形態」に詳細に論述したる如くであつて、就いて之を知られんことを欲するのである。唯だその

- 一、住所は、京橋區月島（佃島、新佃島及び月島）の在住者である。
- 二、所帯人員、所帯種類、體性別、配偶關係、年齢は已に記述したる所にて明らかなる如く、三乃至五人家族のもの最も多く、女子の占むる割合四五・七八%、其の最大部分は夫婦所帯であつて、有

配偶者と所帯主の兒女によつて其の大部分を占むるものである。年齢も所帯主は三十歳乃至四十歳、所帯主の妻は二十五歳乃至三十歳、所帯主の兒女は十歳未満のもの大部分を占め、凡べての點より見て理想的模範型の労働者家族に近きものと爲すことが出来ると信ずる。

三、職業は、

先づ所帯主の職業は左の如くである。

機械製作工場職工	二人
造船所職工	一四
海軍造兵廠職工	一
精米所職工	一
紙器製作工場職工	一
鍛冶職(自營)	二

所帯主の妻にして、本職業として機械工場の職工たるもの唯一人ある。而して他の三十九人は皆本職なし。之に反して副職業を有するものは十名に上り、其の凡べては和服裁縫を業とし、其の中一人は養鶏を兼ね營めるものである。

所帯主の兒女六十九人は盡く職業を有して居ない。

所帯主の父一人は造船所職工であり、第二人は機械製作工場及び造船所に勤務してゐる。而して鍛冶職を自營せる二家の中、一家には從兄及び弟子二人を働かしめて居る。

第二節 収入状態

所帯主の収入、其の最も少きは一箇月平均三十圓二十七錢二厘に降り、最も多きは百四十五圓四十錢に昇つて居る。而して三十圓臺のもの六、四十圓臺のもの四、五十圓臺のもの九、六十圓臺のもの八、七十圓臺のもの六、八十圓臺のもの四、九十圓臺のものなく、百圓以上のもの三である、五十圓乃至八十圓臺のもの過半数を占めて居る。而して全世帯主の記入延月數百八十三箇月の収入總額は一萬一千六百七十六圓二十七錢であつて、一箇月の全所帯主収入は二千五百五十二圓二十錢、一所帯主の平均収入を求めれば六十三圓八十錢五厘に當るのである。

A 第七三號

所帯主の収入三十圓乃至四十圓	所帯數	記入期間	平均月收入	収入總額
同 四十圓乃至五十圓	六	三月	三四・〇七七	八八六・〇〇〇
同 五十圓乃至六十圓	四	二月	四五・七八	九一四・三六〇
同 六十圓乃至七十圓	九	四月	五三・三六	二、三九〇・三四〇
同	六	五月	六六・二二	二、九七九・五一〇

所帯主の収入七十圓乃至八十圓	同	八十圓乃至九十圓	同	百圓以上	計	四〇	一八三	六三八〇五	一一、六七六・二七〇
	同	同	同	同	同	三	二	一三、七六〇	一、七二二・八八〇
同	同	同	同	同	同	四	二	八四、四五〇	九三八・九五〇
同	同	同	同	同	同	六	二四	七六、六七六	一、八六四・三三〇
同	同	同	同	同	同	計	四〇	一八三	六三八〇五

一五六

所帯主の妻の収入、これ有るもの十一所帯、其の収入金額の一箇月平均の最も少きは一圓六十二錢五厘であつて、最も多きは二十三圓四十九錢二厘に達し、其の間幾多の段階がある。而して此の最高のもは機械工場に勤務せる女工である。而して妻の収入ある所帯十一箇の記入期間、六十箇月に於ける総額は四百三十六圓七十二錢五厘であつて、當該所帯の一所帯一箇月平均の妻の収入は七圓二十七錢九厘に當るのである。

所帯主の兒女の収入、なし。

其れ以外の家族の収入、斯種の収入を有するもの四所帯あり、其の最少のもの一箇月平均額十六圓五十錢より最多五十一圓一錢三厘に及んで居る。而して該所帯の記入延月數十七箇月に於ける斯種收入總額六百十七圓四十六錢であつて、當該所帯の一所帯一箇月平均額三十六圓三十二錢一厘に當つてゐる。

一家の副業収入、養鶏を營む所帯一であつて、其の所帯の記入期間五箇月間に於ける収入總額三十

八圓三十錢、一月平均七圓六十六錢である。

貸間、寄宿等による収入、斯種の収入あるもの九所帯、其の最も少なきものは一月平均額九十二錢より、最も多きもの、三十四圓にまで及んで居る。而して斯種収入ある世帯の記入延月數四十七箇月中の總収入四百五十六圓二十五錢であつて、該所帯に對しては、一月平均九圓七十錢七厘に當るのである。

今右各種の収入に加ふるに、寄贈及び古物賣却等に依る雜収入を合算して、一月平均額の最も少きは三十一圓二十五錢、最も多きは百七十二圓三十九錢七厘である。而して四十所帯の収入總額(延月數百八十三箇月)は一萬三千四百四十圓八十四錢二厘であつて、一所帯一月平均は七十三圓四十四錢七厘である。其の中にて最も重要なる位置を占むるものは所帯主の収入であつて、八六・八七%を占む。之に次ぐは所帯主夫妻以外の家族の収入であつて、四・五九%を示して居る。貸間寄宿等による収入三・三九%、妻の収入三・二五%、養鶏の如き副業的収入は僅かに〇・二九%を示し、雜収入は一・六一%を占めてゐる。乃ち所帯主の収入を主財源となし、他の家族、貸間食費及び妻の収入を以て副となせるを知ることが出来るのである。之を高野博士の二十職工の家計調査の結果に比するに、所帯主の収入の割合の増高せるを見るのである。これ蓋し本調査の當時月島は機械工業全盛の時期に際し、該工業労働者の収入比較的多かりしが爲めであると思はる。

A第七四號

四十所帯収入		總額	一所帯一月平均額	収入總額百中
所帯主収入	1,267.27	638.05	63.81	86.87
妻の収入	436.73	238.6	23.86	33.5
夫妻以外の家族の収入	617.46	337.4	33.74	45.9
貸間食費の収入	456.25	249.3	24.93	33.9
副業的収入	383.00	0.209	0.209	0.29
雑収入	215.87	118.0	11.8	16.1
計	1,340.83	734.7	73.47	100.0

之を収入額の多寡に應じて、五十圓以下の収入のもの、五十圓乃至七十圓、七十圓乃至九十圓、九十圓以上の四段階に分ち、其の各に屬する所帯を各一團となして、収入成分の割合を算出する時は次の如くである。

A第七五號

第一類 収入五十圓以下の所帯

所帯數 八、 記入延月數三四

四十所帯収入		總額	一所帯一月平均額	収入總額百中
所帯主収入	1,271.90	373.91	37.39	89.67
妻の収入	319.50	0.940	0.940	2.26
夫妻以外の家族の収入	460.00	0.36	0.36	0.33
貸間食費の収入	383.00	1.26	1.26	2.70
副業的収入	715.37	210.4	21.04	50.4
雑収入				
計	1,417.77	416.96	41.696	100.0

A第七六號

第二類 収入五十圓乃至七十圓の所帯

所帯數 一四、 記入延月數七一

所帯主収入		總額	一所帯一月平均額	収入總額百中
所帯主収入	4,110.69	578.97	57.897	93.55
妻の収入	1,114.50	171.1	17.11	27.4

計	夫妻以外の家族の収入		
	貸間食費の収入	副業的収入	雑収入
	103,650	105,730	
	1,460	1,489	
計	4,415.00	62,557	100.00

第三類

収入七十圓乃至九十圓の所帯

所帯数一、 記入延月数四八

計	所帯主収入		
	妻以外の家族の収入	貸間食費の収入	副業的収入
	3,465.80	220,550	113,000
	72.00	4,594	0.71
計	3,824.35	81,756	100.00

A 第七八號

第四類 収入九十圓以上の所帯

所帯数七、 記入延月数三〇

計	所帯主収入		
	妻以外の家族の収入	貸間食費の収入	副業的収入
	2,828.49	617,460	223,000
	628.20	20,582	7,433
計	3,757.34	125,245	100.00

右の四類何れも所帯主の収入が重きを爲して居るのであるが、収入最も少き所帯に於ては、妻の収入と副業的収入及び雑収入によつて補助せらるゝこと甚だ多きを見るのである。中位の収入段階にては所帯主の収入最も樞要の位置を高め、妻の収入に俟つ所も甚だ大であるが、収入高き段階にあつては、夫妻以外の家族の収入が漸く重きを爲し居るを見るのであつて、即ち家族中に勞働能力者の生ず